

# 主要部内在型関係節文を生み出す動機づけとその成立条件

## A study of the conditions where Head Internal Relative Clauses are accepted as grammatical

伊 藤 創 \*

Hajime Itoh

### 抄録

本稿では、主部内在節文のもつ成立条件の厳しさと豊かな推論による柔軟性という相反する二面性を指摘し、この二面性をどう捉えるべきかについて、内在節文を生み出す動機づけから考察を行った。その中で内在節文の産出は、事態叙述の焦点がシフトすることによる構文の融合を第一の動機づけとするが、それに加え内在節が内容節のように捉えられるというもう一つの動機づけがあることを指摘し、この二つの動機づけという観点から制約と柔軟性という二面性について説明を行った。

### Abstract

Head Internal Relative Clauses (IHRCs) are known for their very strict conditions to be accepted as grammatical. On the other hand, though, some IHRCs departing from those conditions are accepted with very flexible inference or reasoning. In this paper I explain those two sides of IHRCs contradicting each other in terms of the motivations to generate IHRCs, insisting that IHRCs can be divided into two types and these two differ in the necessary conditions and the degree of the flexibility.

### 1. はじめに

本稿は、「主部内在型関係節（「内在節」）」と呼ばれる名詞節を含む文の成立条件について考察を行うものである。「内在節」とは、(1) (2) のような主文の述語と格関係を結ぶ名詞句（主部）をその内部に含むようなノ節をいう。いずれも主文の述語（「目に入った」「鍛え直した」）の項（「砂」「腹」）がノ節内部に位置している（以降、内在節を [ ] で括り、主部には下線を記す。他の文献からの引用にも同様の表記を行う）。このようなノ節は、主部が節末に位置する通常の名詞修飾節（e.g. 「風で舞った砂」「だらしなく弛んできた腹」）と区別される。

---

\* 関西国際大学共通教育機構

- (1) [風で砂が舞ったの]が目に入った。  
 (2) [腹がだらしく弛んできたの]を鍛え直した。

内在節文は、ノ節全体で主文の述語に掛かっていく「内容節」、あるいは「の」が代名詞として機能する「名詞修飾節」の形式をとりながら、主文の述語と格関係を結んでいるのは節内部の名詞句であるという「形と意味の不整合」を抱えるものであり（菊田2009<sup>1)</sup>）、違和感を覚える者も少なくない。しかし実際の言語使用の場においては、内在節文は頻繁に出現するものであり、また上記のような内在節文は「形と意味の不整合」にも拘らず容認度が高い。

これまでの先行研究では、このような不整合を抱えるにも拘らず、内在節文が容認度の高い自然な文として捉えられるための様々な条件について分析がなされてきた。すなわち、内在節文の成立にはある条件を満たさなければならないという制約的な側面に焦点が当たる事が多かった。しかし筆者は伊藤（2012<sup>2)</sup>）で、内在節文にはこうした制約の一方でそれに相反する様な柔軟性も同時に見られること、そして内在節文の成立条件は、この制約と柔軟性という両方を捉えたものでなければならないことを指摘した。本稿はこの拙論をより精緻化することを目的とするものであり、特に内在節文産出の動機づけを、「焦点のシフト」という側面と「内容節としての解釈」という側面の二つの側面から捉えなければならないことを主張し、その上で同構文の成立条件を捉えなおす。

以下ではまず、上記で触れた内在節文の持つ制約の厳しさと柔軟性という二面性を、1) 内在節の主部、2) 内在節と主文の関係、の二つの側面から新たな考察も加えながら見てく（以降、「内在節」「主文」と強調したい場合以外は、それぞれ前者をS1、後者をS2で表す）。

## 2. 内在節文の制約的側面と柔軟性

### 2.1. 内在節の主部

まず、内在節の主部についてであるが、内在節文には、S1のどの体言がS2の述語と格関係を結ぶか（すなわちどの体言が主部か）を示すマーカーが存在しない。従ってS1の事態のある参与者が主部として機能するためには、その参与者は事態の中で特に認知的に際立っている必要がある（野村2001<sup>3)</sup>）。例えば、(3) (4) の a, b の文に見られる容認度の差は、S1における斜格名詞句が主格名詞句より際立ちが低く、主部として機能しにくいということがその理由として考えられる。

- (3) a. [車がガードレールに衝突したの]が激しく炎上した。  
 b. ?? [車がガードレールに衝突したの]が大きく折れ曲がった。  
 (4) a. [映画館で火災が発生したの]がやっと鎮火した。  
 b. ?? [映画館で火災が発生したの]が立ち入り禁止になった。

しかしこのような差が見られる一方で、同じく斜格名詞句が（より際立ちの高いであろう主格、目的格名詞句と節内に共存していても）主部として機能する内在節文もある。

- (5) a. [縄で両手をしばられていたの] が自然に解けた。  
b. [白いシャツに血がにじんだの] を洗濯した。 堀川 (2000<sup>4</sup>):321)

(3b) (4b) における斜格名詞と、(5) の斜格名詞の間に際立ちの点で差があると言えるだろうか。

更に野村は同書で、(6) のように S1の事態に関連する参与者が、言語的に明示されていないにも拘らず推論によって主部として機能しうることを指摘するが、こうした例や先の (5) で主部を推論によって特定できることに鑑みれば、(3b) (4b) でも主部は容易に特定できるとは考えられないだろうか。

- (6) a. [今朝顔を剃ったの] が夕方にはまた伸びてきた。(主部=「ひげ」)  
b. [やかんが沸騰したの] を湯のみに注いだ。(主部=「お湯」)  
野村 (2001: 244-245)

このように内在節のある名詞が主部として機能するかに関しては、そこに一定の際立ちが必要であり斜格名詞などが主部に立ちにくい、という制約的な側面と、その名詞が斜格に立とうと明示されていなかろうと推論によって特定できるという柔軟性の両面を捉える必要がある。

## 2.2. S1とS2の関係 (関連性条件)

次に S1と S2の関係については、従来から以下の様な容認度の差が指摘される。

- (7) a. 田中氏は [奥さんがきのう女性誌を買っておいたの] を暇つぶしに読んだ。  
b. \*田中氏は [奥さんがきのう女性誌を買った] のを暇つぶしに読んだ。  
三原 (1994<sup>5</sup>):81)
- (8) a. [泥棒が宝石を運び出そうとしていたの] が躓いた。  
b. ?? [泥棒が宝石を運び出しているの] が躓いた。  
坪本 (1995<sup>6</sup>):79)

こうした容認度の差は、内在節文が成立するためには S1とS2の事態の間に意味的・語用論的な密接な関連性が必要であるという「関連性条件」(Kuroda1974-77<sup>7</sup>) によって説明されてきた。すなわち、(7a) では「ておく」が〈目的の行為を遂行するための準備〉という意味を表し、S1とS2の事態の関連を保証するが、(7b) では、両事態にそのような必然的な関連性が読み取れないため不自然な文となるとされる (三原1994)。坪本 (1995) も、(8) の a, bの差について、『躓く』というのはノ節との結びつきは予期しない突発的な変化と言った意味合いが最も自然 (p79) であり、bはこのような「語用論的な密接さ (p79)」を欠いているために不自然になると述べている。

しかし先と同様、この関連性条件に関しても制約と柔軟性という問題に突き当たる。すなわち、S1とS2の事態が密接な関係にあることを言語表現によって保証しなければならない<sup>8)</sup>という制約的な側面がある一方で、以下の様に言語表現に非常に柔軟な解釈を施す例も見られるのである。

- (9) [二人がそれを手帳に写し取ろうとするの] を、じれったそうに手をふって、「いいんだよ、それは持ってお行き。こっちには住所の控えはあるから」 レー (1998<sup>9)</sup>:83)
- (10) [信子が「いえ、私はー」と断ろうとするの] を、柳は構わずにグラスを満たした。 天野 (2010<sup>10</sup>):81)

これらの文においては、ノ節がヲ格に立つにも拘らず、そのノ節を項としてとる述語が主文に存在しない。天野 (2011<sup>11</sup>) で述べられているように、こうした文には「語彙的な他動詞は無くても他動構文としての意味を解釈するような、推論的解釈過程が存在する (p27)」と考えられる。すなわち、(9) は、以下に示す様に、「じれったそうに手をふる」という述部全体が〈さえぎる〉といった意味で解釈されており、その対象は「手帳に写し取る」という事態全体なのである。

- (9)' [手帳に写し取ろうとするの] を じれったそうに手をふって、  
↓  
手帳に写し取るという事態 を 〈さえぎる〉

こうした解釈を、天野 (2011) では「変容解釈」と呼び、同様の原理がヲ格に立つ内在節文にも働いていると述べる。つまり、以下のような内在節文においても、主文の述語が、S1の事態を〈さえぎる〉といった臨時的な他動的述語として理解されているということである。

- (11) 暴漢は [久美子さんが逃げようとするの] を 押し倒した。 天野 (2011:135)  
↓  
上記の事態 を 〈さえぎる〉

この天野の分析は (9) (10) のようなノ節と、内在節である (11) のようなノ節の解釈のメカニズムを統一的に説明する非常に説得的な分析である。しかし、このようにノ節と主文の間の関連性を推論によって柔軟に読み取る一方で、関連性条件という名で示されるように、表現の少しの不足で S1と S2の事態の関連性が読み取れなくなり、容認度が下がってしまうということも事実である。従って、内在節文が成立するための関連性条件についても、やはり先の主部の特定性と同様、制約的側面と柔軟性という両面を捉えたものでなければならないのである。

### 3. 内在節文を生み出す動機づけ

#### 3.1. 日本語における事態の描き方

この二面性を捉えつつ内在節文の成立条件を説明するためには、まず日本語における事態の描き方について考えなければならない。周知の様に、多くの先行研究で日本語は事態を内側から述べる言語であることが指摘されてきた。例えば池上 (2006<sup>12</sup>) は、以下の日英語対訳に現れるように、英語では (12a) のように事態を「外に身を置いて (中略) 客体として捉え (p195)」、日本語では (12b) のように、事態を「いままさに体験していること (p195)」として語ることを指摘する。

- (12) a. The train came out of the long tunnel into the snow country.  
 b. 国境の長いトンネルを抜けると雪国であった。

池上 (2006:195)

この様に場面を経験者の目から (すなわち内側から) 時間の流れにそって一つずつ描いていく日本語話者には, (13a) のような文はその述べ方に合致した自然な文として受け入れられるが, こうした事態の描き方をしない言語の話者にはこのような文は理解が難しく, (13b) のような述べ方の方が好まれる (金谷2004<sup>13)</sup>)。

- (13) a. 亀が子供達にいじめられているのを助きました。  
 b. 浦島太郎は, 子供達にいじめられている亀を助きました。

金谷 (2004:51)

金谷 (2004) によれば, (13a) が彼らに理解しにくいのは, 浦島太郎が「助けたのは亀 (モノ) ではなく『亀がいじめられているコト/状況/場面』だから (p51)」である。しかし氏が指摘するように, 日本語では「言語化される状況, そのものの中に視点があって, 出来事とともにその視点が (時間の軸に沿って) 動くのであれば, コトはコトとして難なく理解される」。逆にこのような日本語においては, b のような名詞修飾は「長ければ長いほど敬遠される (p51)」。

このように日本語では, モノを項とする述語がコトも項としてとれるという項選択の柔軟性が高く, 名詞に集約させることなく事態をそのままの形で述語にかけていくことができるという特性をもつ。この特性は, 事態を時間にそって一つずつ描くという日本語の特性と非常に親和性が高い。

### 3.2. 準体句からノ節へ

このようにノ節によって提示される概念が, モノ/コトの明確な区別を持たず, 次の事態に承接される (主文に掛かっていく) という性質は, ノ節の前身である以下の様な「準体句」<sup>14)</sup> から引き継がれたものである。

- (14) a. [十四五六の童を三百人すぐって, 髪を禿に切りまはし, 赤き直垂を着せて, 召し使はれける] が, 京中に充ち満ちて, 往反しけり。平家物語 卷一  
 ((清盛が) 十四, 五, 六の少年たちを三百人ほど選び, 髪をおかっぱに切り, 赤い直垂を着せたのが, 京中にあふれるように往来していた。)  
 b. [大蔵大輔伊吉兼盛が娘の腹に, [今上一宮の二歳にならせ給ふ] がましましける] を, 太子にたて参らせ給ふべし… 平家物語 卷一  
 (大蔵大輔伊吉兼盛の娘に生まれ, 二歳になられた第一皇子を皇太子に立てる…)  
 (15) a. [かの白く咲きける] をなむ夕顔といひける。源氏物語 夕顔  
 (あの白く咲いている花を夕顔と申します。)  
 b. [いともしきこき] は置き場所も知らず。源氏物語 桐壺  
 (勿体ないお手紙は畏れ多くて置き場所もございません。)

- c. […我御前の召され参らせて、今様を歌ひ給ひし] にも、思いしられてこそ候へ。  
 平家物語 巻一  
 (…貴女様が召されて、今様を詠われた時にも)
- (16) [いふかひなき我らが念仏して居たる] を妨げんとて… 平家物語 巻一  
 (我らが念仏を唱えているのをさまたげようとして…)

準体句においては、準体句内の名詞句 (14)、推論によって導かれる名詞句 (15)、句全体 (16) のいずれもが主文の述語に掛かり、これらのどの掛かり方であるかについての形式的な区別はない。すなわちどの要素が主文 (の述語) と関連を持つかは全て推論に委ねられるのであって、ノ節も基本的にこの性質を受け継いでいる。そしてこの推論による柔軟な解釈こそが、先の「亀というモノでなく、いじめられているというコト (状況) を助ける」といった文であっても柔軟に理解される素地となっていると思われる。

但し、現在のノ節がこうした準体句と同様の自由度で主文に掛かっていく事ができるかと言われるればそうではない。この自由度の低下については、以下の様な英語の「接触節」の歴史的推移が参考になる。

- (17) a. there is a man at the door wants to see you.  
 b. Here is a little book will tell you how to raise roses.  
 c. I have discovered something concerns you nearby.  
 d. It wasn't I let him in.

Jespersen (1933<sup>15</sup>):515下線筆者)

接触節では、複数の文が明示的な接続形式を持たず結びついている。山梨 (2009<sup>16</sup>) では、このような接触節を「焦点のシフト」と「構文の融合」という観点から分析している。例えば (17a) では、前半は *there is a man at the door* という事態を叙述しているが、この事態の叙述から今度はその事態の参与者 *A man at the door* を主体として、新たな事態 *a man at the door wants to see you* の叙述に焦点が移っている (その際には前者の事態は背景化する)。このような「焦点のシフト」が生じることにより、それぞれ単一の事態を述べる二文が「融合」することになるのである。

このような認知過程は、従属節の特定の体言が主文の述語にかかっていく (14) のような準体句や内在節文と同じものであると言える。すなわち、まずはノ節 (準体句) の事態が叙述され、次にその中の特定の参与者を支点に (その参与者を項として) 新たな事態の叙述にその焦点がシフトし (すなわち主文が構成され)、その結果、両事態を述べる文が融合することになる。但し、接触節では焦点シフトの支点となる参与者を表す名詞句 (e.g. 「a man at the door」) が二文の境界に位置し、そこから新たな事態の叙述に移るが、そのような構造をとらない日本語においては、新たな事態の叙述に移るための支点となる参与者には、一定の認知的な際立ちが必要となる。

ここで重要なのは、こうした接触節が、後に関係代名詞を含む補文標識、接続詞などを伴って、その従属、等位といった関係、構造が明示されるようになり、現在では、接触節はそのまゝの形では、規範的な文法意識の下では望ましい文とは見なされなくなってきた (Jespersen 1933) こと

である。つまり構文間の関係性を明示しなければ、「構文の融合」は正格の文法とは見なしにくくなったということである。

このような過程に鑑みれば、まさに「構文の融合」として捉えられる(14)のような準体句が、時の経過とともにその地位を失っていくのも自然なことと考えられる。すなわち、準体句がノ節に移行する過程においても、(18)のような、「の」が体言として機能する名詞修飾節としてのノ節や、(19)のような、「の」が補文標識として形式的意味のみを担っている内容節としてのノ節は、構造や論理関係の明確なものとしてその地位を確立する一方で、主文の述語に掛かっていく要素を推論に大きく依存する内在節としてのノ節は、論理関係が不明瞭で、これらの二つの形式のいずれにも当たらず、(すなわち地位を確立した両形式から、表す意味が逸脱した)「形と意味の不整合」が感じられ、接触節のようにその地位を弱めていったと考える事ができるのではないだろうか。

(18) [もう少し大きくて使いやすい] のが欲しい。

(19) [銀行が開くの] を待つ。

しかしその一方で、日本語の持つ事態の描き方は、これまでに述べてきたように、事態を内側から事態の進展にそって述べていくというものであり、その点からは、名詞修飾節のように名詞に事態を集約させるよりも、事態をそのままの形で、次の事態(主文)に掛けていくという述べ方の方がより合致する。従って、特に事態が展開していく際にはそれを述べる形式は内在節の形をとり(構文の融合が起こり)やすいことになる。

このように「構文の融合」によって生じる内在節文は、日本語の事態の述べ方に合致した表現形式である一方で、論理関係が不明瞭でその解釈を推論に依拠し、「不整合」を感じさせてしまう為に受け入れにくい、という二面性を持つ構文であり、だからこそ、容認度の判断が揺れるのである。この事は、話し言葉では内在節文が多用され、書き言葉ではその使用が避けられるという傾向にもつながる。すなわち、前者はまさに日本語の事態の捉え方に合致した描き方である故に、概念を即時的に述べる時(話し言葉)に非常に適しており、一方、書き言葉では、内在節文ではなくより論理関係の明確な表現が好まれることになるのである。

#### 4. 「参与者変化型」と「事態変化型」の内在節文

ここまで内在節文にみられる構文の融合を「焦点のシフト」という観点から捉えてきた。こうした焦点のシフトによって説明される内在節文は典型的には以下のようなものである。すなわち、ある参与者が関わる二つの事態が連続して起こり、一つ目の事態から次の事態へと叙述の焦点がシフトするものである。S1の事態の参与者の迎える変化を述べるこのタイプの内在節文を仮に「参与者変化型」と呼んでおく。

「参与者変化型」の内在節文

(20) a. [風で砂が舞ったの] が目に入った。

- b. [夢中で手を振り回したの] が何かに当たった。
- c. [鍵をポケットから落としたの] をサルにかっさらわれた。
- d. [たき火にチラシを投げ入れたの] に火がついた。
- e. [急にドアから男が出て来たの] と鉢合わせになった。

しかし内在節文を生み出す構文の融合には、このようなある特定の参与者に関する事態の進展に伴って焦点がシフトすることがその主な動機づけによって引き起こされるものの他に、S1の事態全体が新たな事態に展開すると捉えられる (21)、あるいは、S2がS1の事態全体に対しての働きかけとして捉えられる (22) という S1全体が一つの項として捉えやすいことがより強くその動機づけになっているものもある。これらの内在節文を（どちらも事態全体が変化する、あるいは事態全体を変化させるので）「事態変化型」と呼ぶ事にする。

#### 「事態変化型」の内在節文

- (21) a. [木々が青々と生い茂っていたの] が開拓のため全て切り倒された。
- b. [隣でずっと音楽が鳴り響いていたの] がやっと止んだ。
- c. [机の上にケーキがあったの] がいつの間になくなっていった。菊田 (2009:79)
  
- (22) a. [子供がミルクをこぼしたの] を拭き取った
- b. [タンクが空になったの] にガソリンを入れ直した。
- c. [奥歯に骨が引っかかってしまったの] がなかなか取れない。
- d. [カバンが一杯になってしまったの] から不要な物を取り出す。

これらの内在節文においても当然、S1の事態からS2の事態への叙述の焦点はシフトしている。しかし、それに加えて、こうした文は、S1の事態全体が項としてとらえやすいという特徴を持つ。すなわち (21) の主文は、S1の事態の参与者の変化を表しているのであるが、その変化によってS1の事態全体が変化するため、以下の (23) のような構造として捉えやすい。同じく (22) であれば、主文はS1の事態の参与者に対する働きかけなのであるが、その結果、S1の事態全体を変化させることになるので、S1の事態全体を〈処理する〉といったような意味でとらえやすい。すなわち (24) のような構造として捉えることが可能になる。

- (23) [昔ならものの10分で書けたの] が今ではかるく一時間はかかってしまう。
- (24) [女性の前に出たら緊張してしまうの] をどうにかしたい。

これらの「事態変化型」の内在節は内容節文と同じ構造として捉えられやすく、上記の (20) のような「参与者変化型」の内在節文よりもさらに意味と形式の不整合を感じる度合いが少なくなると考えられる。このような捉え方は、まさに先述の天野 (2011) の「変容解釈」によるものであり、以下ではこの「変容解釈」によって内在節が内容節として捉えられるという観点から、これまでの問題に立ち帰ってみたい。また、その中で天野 (2011) の「変容解釈」について (基本的な考えは踏襲しつつ) 本稿なりの考察を加える。

#### 4.1. 主部の際立ちについて

上記で述べた S1全体を項とするような解釈が可能である「事態変化型」であれば、「参与者変化型」より更に不整合を感じにくく内在節文の容認度があがるという観点から、S1の主部の問題を見れば、先の(3b)(4b)では下線部の斜格名詞句を主部として意図した内在節文は成立しないのに対して、(5)では、斜格名詞句が主部として機能し内在節文が成立するという相違についても説明が可能である。

- (3) b. ?? [車がガードレールに衝突したの] が大きく折れ曲がった。  
 (4) b. ?? [映画館で火災が発生したの] が立ち入り禁止になった。  
 (5) a. [縄で両手をしばられていたの] が自然に解けた。  
 b. [白いシャツに血がにじんだの] を 洗濯した。

すなわち、事態変化型である(5a)では、縄でしばられているという状態(すなわちS1全体)が〈変化した〉というような意味で「解けた」が変容解釈でき、同じく(5b)でも、血が滲んでしまったという状態を〈処理する〉、〈なんとかする〉といったような意味で「洗濯した」という表現が変容解釈されており、内容節として捉えられることによって、不整合を感じにくくなり容認度が高くなるのである。しかし、参与者変化型である(3b)(4b)にはそのようなS1全体を項とした様な解釈が成り立ちにくい。そして事態の展開に伴う「焦点のシフト」のみを動機づけとする参与者変化型においては、当然その焦点のシフトの支点となるべき参与者は、最初の事態の中で特に認知的際立ちが高いものであるのが自然であり、故に斜格名詞句などは主語になりにくいものと考えられる。つまり事態変化型ではS1における斜格名詞句であっても、それが変化を被ることによってS1の事態全体が変化するのであれば主部として機能するのに対して、参与者変化型においては通常、主部はS1において特に際立ちの高い主格、目的格などが自然であり、斜格名詞句は選択されにくい、という一般化ができればよい。

これについては、(5b)を(25)のように変えて、主部を斜格に立つ「シャツ」から主格の「血」に変えても成立すること、あるいは、(4b)の主文を(26)のように変えれば斜格の「映画館」が主部として機能することなどを見ても、やはり〈シャツが汚れてしまった〉、〈火災がよく起こる〉というS1の好ましくない事態を〈なんとかする〉というS1全体を項としてとる事態変化型であれば、立つ格に関わらず内在節文が成立することが分かる。

- (25) [白いシャツに血がにじんだの] を洗剤で洗い流した。  
 (26) [この映画館で何度も火災が起こっているの] を立ち入り禁止にした。

#### 4.2. 言語的手段が必要であるという制約と関連性を読み込む柔軟性について

次に、先の(7)に見られた様な少しの言語表現の不足によって関連性が感じられなくなり、内在節文の容認度がさがってしまうという制約的側面と、それとは対照的に(9)のように、形式には現れていない両者の関連性を読み取るという推論による解釈の柔軟性について考えたい。

- (7) a. 田中氏は「奥さんがきのう女性誌を買っておいたの」を暇つぶしに読んだ。  
 b. \*田中氏は「奥さんがきのう女性誌を買ったの」を暇つぶしに読んだ。
- (9) 「二人がそれを手帳に写し取ろうとするの」を、じれったそうに手をふって、「いいんだよ、それは持ってお行き。こっちには住所の控えはあるから」

このことについては、以下の様な文の容認度について考える必要がある。(27)は内在節文、(28)は掛かる先が主文に存在しないノ節を含む文であるが、これらはいずれも、a, b, c いずれの文であっても、〈お菓子を買って来たという事態を台無しにされた〉、あるいは〈咳きこむという状態を薬で直そうとした〉といったS1とS2の関連性を推論によって容易に読み取れるはずである。しかし、やはりこれらのa, bは容認度は低く、cのような形にしなければなかなか容認度は上がらない。

- (27) a. ?? 「私がお菓子を買ったの」を弟が食べた。  
 b. ? 「私がお菓子を買ったの」を弟が食べてしまった。  
 c. 「私がせっかく夜食用にお菓子を買っておいたの」を弟が食べてしまった。
- (28) a. ?? 「咳が止まらないの」を薬を飲んだ  
 b. ? 「咳が止まらないの」を薬を飲んで出勤した。  
 c. 「咳が止まらないの」を薬を飲んで無理やり出勤した。

このことは、柔軟な推論によって明示されていないノ節と主文の事態間の関係を読み取れるということと、それが言語的に自然であるか(つまりその文の容認度が高いか)はまた別であることを示している。これは言語表現の容認度が(もちろんその表す意味が理解できるかは重要であるが、それに加えて)その言語で確立された(慣習化された)表現の型、テンプレートに如何に重なっているかに大きく影響されるからである。いくらその表現が推論によって理解できたとしても、その表現が従来の表現の型から大きく逸脱していれば不自然だと感じられるのである。そして「変容解釈」とは、その名の通り、実際の言語表現を「変容」させて解釈するわけであり、この「変容」によって、内在節文はより馴染みのある慣習化されたテンプレートに合致したものであるとして理解され、容認度が上がるのである。

このように考えれば、(27)(28)の容認度の差は、変容解釈を行う際の労力の差によって説明できるのではないか。すなわち、当該の内在節文が、慣習化された言語形式の型(すなわち内容節文)に近ければ近いほど変容解釈は容易であり、そのためには例えば、1)変容解釈がなされる部分が少なければ少ないほど良い、2)その変容解釈を促す様な言語的な手がかりがあればあるほど良い、3)変容解釈される部分は文の後半であるほど良い。こうした条件が揃っていればほど、逸脱が感じにくく、容認度が上がると考えられる。

例えば、1)についてみれば、ともに主文に掛かっていく先のないノ節を含む(9)と(28c)を比べてみると、いずれも一定の容認度を持っているとは言え、後者の方がより自然な文と捉えられるのは、前者は主文全体を変容解釈しなければならないのに対して、後者は、「出勤した」という一部だけを「我慢する」「抑える」などと変容解釈すれば良いためであると考えられないだろうか。2)については、その変容解釈を促すヒントとなる「薬を飲んで」「無理矢理」といった表

現が多く存在すればするほど（変容解釈がスムーズに行われ）容認度が上がるということである。3）については、寺村（1987<sup>17)</sup>）が言うように、我々は文を聞く際に、常に次に来るであろう言葉をかなり正確に予測しており、例えば（28c）などでは、「咳が止まらないのを、薬を飲んで無理やり・・・」まで聞いた段階で、我々は次には「我慢する」「おさえる」などが来るだろうと構えている。ことに鑑みれば、その予想と矛盾しないような内容の言葉が現れれば、逸脱が認識されにくく、容認度が上がると考えられる。変容解釈される箇所は、その解釈の為の背景情報が与えられていればいるほどスムーズに行われるわけであり、当然ながら後半部にある方がより情報量が多いため変容解釈がしやすいと考えられる。このような要件を満たす故に、（28c）は（本来ならS2はヲ格名詞句などとれないはずなのに）自然に感じられるものと思われ、その他の「事態変化型」の内在節文も同様の原理で容認度が上下するものと考えられる。

#### 4.3. 変容解釈の起こるレベルについて

最後に、変容解釈の内容、すなわちどのような変容解釈が可能かについて考えてみたい。天野（2011）は、ヲ格に立つ内在節文におけるS2の変容解釈について、ノ節の事態の自然な進展を〈さえぎる〉のような意味が優先的な地位を占めるとしている<sup>18)</sup>が、本稿では、（ヲ格に立つものだけに限っても）より多様な変容解釈がなされると考える。これは〈さえぎる〉という解釈がなされないという意味ではなく、変容解釈が「S1事態の自然な進展を〈さえぎる〉」といった抽象度の高いものではなく、もう少し抽象度の低い具体的なレベルでなされているのではないか、ということである。

すなわち、以下のヲ格に立つ内在節文はたしかに何らかの意味で、S1の事態の自然な進展が〈さえぎられ〉ている。しかし、例えば、（29）（30）などにおいて、我々は、S1の事態が〈さえぎられた〉と捉えているだろうか（確かに、前者であれば、肉を買う事によって〈売られていた〉と言う状態は〈さえぎられる〉が）。そうではなく、実際に我々が捉えるS1、S2の関連性は、各文の上を示した様なものだと考える方が妥当ではないだろうか。そしてそのような捉え方がしやすいような言語的ヒントがあればあるほど（例えば（30）の「ちょうど」、（31）の「せっかく」などの表現がある方が）より自然になるのは、まさに我々が、このより具体的なレベルで関係を捉えているからであると思われる。

##### ■ S1の事態（を発見して）〈利用する〉

- (29) [スーパーで豚肉が半額で売られていたの]を大量に買って来た。  
 (30) [机の上にちょうど灰皿があったの]を咄嗟に犯人に向かって投げつけた。

##### ■ S1の事態を〈台無しにする〉

- (31) [傷口がせっかく塞がりかけていたの]を無意識に搔いてしまった。

##### ■ S1の事態を〈とめる／抑止する／ふせぐ〉

- (32) [子供があとからついてこようとするの]を、彼女は叱った。レー（1988:47）

##### ■ S1の事態を〈維持する〉

- (33) 「赤ん坊が気持ち良さそうに寝ているの」を起こさないように部屋を出た。

## 5. 統語

本稿では、内在節文のもつ成立条件の厳しさと、豊かな推論による柔軟性の二面性を指摘し、それらの相矛盾する特性をどう捉えるべきかについて考察した。その中で、まず内在節文は日本語の事態の描き方に非常に合致した構文であること、しかし、徐々に構造関係の明確な構文が規範的とされるようになった結果、正格の文法の地位を失いつつある事を述べた。そして内在節文を生み出す動機づけは事態叙述の「焦点のシフト」が第一である（これを主な動機づけとする内在節文を「参与者変化型」と呼んだ）が、それに加え、ある事態が、ある事態全体の変化を表す、あるいは引き起こす場合、には、後者が前者の項として捉えられるため、さらに内在節文として述べやすくなるという、もう一つの動機づけ（これを主な動機づけとする内在節文を「事態変化型」）があることを指摘した。そして事態変化型の内在節文においては、主部の選択に関しての制約が緩和されること、また、事態変化型には「変容解釈」が必要であり、それは基本的にはS1, S2の関連性を読み取る推論によって行われるが（柔軟性）、しかし、本来内在節文という慣習化された形式から逸脱している構文が自然と認められる為には、変容解釈を促す様々な言語的な手がかりが必要であること（制約的側面）を述べた。また、この言語的な手がかりが働くレベルに鑑み、S1とS2の関連性はある程度具体的なレベルで把握されているであろう事などを主張した。

### 【脚注】

- 注1 菊田千春「文法化としてのトコロ関係節の成立：主要部内在型関係節との比較からみえるもの」『同志社大学英語英文学研究』84, 71-106頁, 2009
- 注2 伊藤創「主部内在型関係節の成立条件についての一考察」『大阪国際大学国際研究論叢』第26第1号, 121-140頁, 2012
- 注3 野村益寛「参照点構文としての主要部内在型関係詞構文」『認知言語学論考』1, ひつじ書房, 229-255頁, 2001
- 注4 堀川智也「いわゆる主要部内在型関係節の名詞性と副詞性」『日本語 意味と文法の風景 一 国広哲弥教授古稀記念論文集一』, ひつじ書房, 317-326頁, 2000
- 注5 三原健一「いわゆる主要部内在型関係節について」『日本語学』13-7, 80-92頁, 1994
- 注6 坪本篤郎「文連結と認知図式—いわゆる主要部内在型関係節とその解釈」『日本語学』vol.14, No.3, 79-91頁, 1995
- 注7 Kuroda, S-Y “Pivot independent relativization in Japanese.” 1974-77, Reprinted in Kuroda, S-Y *Japanese syntax and semantics: Collected papers*, Dordrecht: Kluwer Academic, 114-174, 1992
- 注8 後述するように、内在節文は、S1とS2の二つの事態が密接に関連しており、だからこそ本来であれば二つの文で述べられるべきところを両文が融合した形で述べられる。従って関連性条件は、そのような意味で、すなわち① S1とS2の事態が融合して述べられるに足る関連性が必要であるという側面（例えば、S1とS2が〈原因と結果〉という関連にある、等）と、本稿で述べるような、② そのような関連性を言語的に明示しなければ内在節文は不自然になるという二つの側面があり、従来の研究ではこの二つが混同されているように思われる。
- 注9 レー・バン・クー『「の」による文埋め込みの構造と表現の機能』, くろしお出版, 1988
- 注10 天野みどり「現代語の接続助詞的なヲの文について—推論による拡張他動性の解釈—」『日本語文法』10巻2号, 76-92頁, 2010
- 注11 天野みどり『日本語構文の意味と類推拡張』, 笠間書院, 2011

- 注12 池上嘉彦『英語の感覚・日本語の感覚』NHK ブックス, 日本放送出版協会, 2006
- 注13 金谷武洋『日本語にも主語はなかった』, 講談社選書メチエ, 2004
- 注14 述語を連体形にする事によって形成された名詞節。
- 注15 Jespersen, Otto *Essentials of English Grammar*, London: Allen & Unwin, 1933
- 注16 山梨正明『認知構文論』, 大修館書店, 2009
- 注17 寺村秀夫「聞き取りにおける予測能力と文法的知識」『日本語学』6巻3号, 56-68頁, 1987
- 注18 天野(2011)では、ヲ格をとる内在節文において、S2はノ節の事態の自然な進展を〈さえぎる〉ような意味(「対抗動作性」)をもつ述語として変容解釈されるとする。そして、この「対抗動作性」が読み取られるのは、「A ガ B ノ ヲ V」という形式のVに「やめる」「停止する」「せき止める」など、「対抗動作性」をもった述語がくる頻度が一定程度高いことから、「A ガ B ノ ヲ 〈さえぎる〉」という構文的知識、理解のベースが出来上がり、このベースを重ね合わせながら、「～ノヲV」という内在節文の解釈がなされるからであると述べる。また、この「A ガ B ノ ヲ 〈さえぎる〉」という構文的なスキーマは、〈対象の状態を変化させる〉という「A が B ヲ V」という他動構文の意味にも合致するものであり、「A ガ B ノ ヲ V」という文の理解に寄与しやすく、その一方で、「助ける」「後押しする」といった事態の進展を推進する述語は、そもそも、「A ガ B ノ ヲ V」という形式での出現頻度が低く、また、こういった動詞からから生じるであろう、例えば「A ガ B ヲ 〈すすめる／助ける〉」といった構文スキーマは、「A が B ヲ V」という他動構文の意味にあまり合致せず、それ故ヲ格に立つ内在節文の理解のベースとはならない、と述べている。